

熱中症対策を実施する農業者を支援します！

～焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金のご案内～

焼津市では、熱中症対策として、市内農業者が導入する猛暑対策設備や機器等の導入・設置費用の一部を支援します。

<補助対象経費>

猛暑対策設備等の導入に係る次の経費とします。

｜ 設備購入費 ｜ 導入工事費 ｜ 諸経費（共通仮設費など） ｜

猛暑対策設備等導入の例

｜ エアコン ｜ ミストシャワー ｜ シーリングファン ｜

｜ スポットクーラー ｜ 扇風機 ｜ スプリンクラー ｜ 水分補給器具 ｜

｜ 循環扇 ｜ 遮光フィルム ｜ ファン付きベスト ｜ 建築物等の断熱工事 ｜



<補助の要件>

令和8年4月1日以降に導入する設備であること

交付要綱に掲げる設備等の導入に係る経費であること

導入する設備については市内で利用すること

※クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済の場合、付与されたポイントが現金換算でき、補助対象外経費から減額した残額を補助対象経費と取り扱うことができる。（証拠書類必須）



<補助の対象者>

認定農業者または認定新規就農者

令和7年の農産物販売額が50万円以上の市内農業者

（法人の場合は、補助金の交付申請を行う直近の事業年度に係る決算書における農産物販売額が50万円以上）

<補助率>

補助対象経費の1／3以内 上限20万円



<申請期限>

市ホームページはこちら

令和9年2月26日（金）

問合せ：焼津市農政課農業振興担当（Tel:054-626-2157）